

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

○都市計画の案の縦覧.....	(都市計画課)	151
○都市計画事業の変更.....	(公園下水道課)	151

## 公 表

○知事表彰の受賞者.....	(人事課)	152
○平成15年度北海道林業改良指導員資格試験の合格者.....	(森林活用課)	152

## 支 庁 告 示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(2件).....	153
---------------------------------	-----

## 道環境科学センター告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	153
○特定調達契約に係る入札の公告.....	154

## 道立釧路水産試験場告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	155
----------------------	-----

## 道教育庁渡島教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	156
----------------------	-----

## 道教育庁上川教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	157
----------------------	-----

## 道選挙管理委員会告示

○第43回衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録基準日.....	159
--	-----

## 胆振海区漁業調整委員会告示

○胆振海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規定.....	159
---	-----

## 胆振海区漁業調整委員会指示

○船舶を使用して行う釣り漁法によるさくらすの採捕の指示.....	159
----------------------------------	-----

## 目 次

### 規 則

○食品衛生法等の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則.....	(食品衛生課)	119
------------------------------------	---------	-----

### 告 示

○一般競争入札による道有財産(土地)の売払い.....	(管財課)	123
○公募抽選による道有財産(土地)の売払い.....	(管財課)	124
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(総合企画部所管分 その5).....	(総合企画部総務課)	125
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正... (総合企画部総務課)	131	
○一般競争入札の実施.....	(総合企画部総務課)	136
○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	(生活振興課)	137
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....	(生活振興課)	138
○身体障害者福祉法による医師の指定.....	(障害者保健福祉課)	139
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出(3件).....	(地域産業課)	139
○土地改良法による道営換地計画の決定.....	(農地調整課)	141
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(土地改良指導課)	142
○土地改良区の役員の退任の届出.....	(土地改良指導課)	143
○土地改良区の定款及び事業計画の変更の認可.....	(土地改良指導課)	143
○土地改良区連合の役員の退任の届出.....	(土地改良指導課)	143
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	143
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	143
○知事権限に係る保安林の指定(2件).....	(治山課)	143
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	144
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	145
○公共測量の実施の通知.....	(建設部総務課)	148
○道路の区域の変更.....	(道路整備課)	149
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	149
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(道路整備課)	150
○公有水面の埋立ての承認.....	(砂防災害課)	150
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防災害課)	150

## 規 則

食品衛生法等の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。  
平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第122号

食品衛生法等の一部改正に伴う関係規則の整理等に関する規則  
(食品衛生法施行細則の一部改正)

**第1条** 食品衛生法施行細則(昭和24年北海道規則第5号)の一部を次のように改正する。  
第2条の第2項第1号中「第19条の17第6項」を「第19条の17第8項」に改め、同条第2項ただし書中「と畜場法(昭和28年法律第114号)第2条第2項」を「と畜場法(昭

和28年法律第114号)第3条第2項)に、「と畜場」を「とちく場」に改める。

第16条の2中「第1条の3第2項」を「第1条の3第1項」に改める。

第17条の3第1項第1号中「第19条の17第4項各号」を「第19条の17第6項各号」に改める。

第24条中「第26条」を「第22条」に改める。

別記様式第9号中「第19条の17第6項」を「第19条の17第8項」に改め、同様式の末尾欄外備考の2の事項中「第19条の17第4項各号」を「第19条の17第6項各号」に改める。  
(と畜場法施行細則の一部改正)

**第2条** と畜場法施行細則(昭和28年北海道規則第218号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

と畜場法施行細則

第1条中「と畜場法( )」を「と畜場法( )」に、「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に、「と畜場法施行規則」を「と畜場法施行規則」に、「と畜場法施行条例」を「と畜場法施行条例」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出しを「(とちく場設置許可申請書)」に改め、同条中「第3条第2項」を「第4条第2項」に、「と畜場設置許可申請書」を「とちく場設置の許可の申請」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出し中「と畜場」を「とちく場」に、「届書」を「届出」に改め、同条中「第3条第3項」を「第4条第3項」に、「と畜場」を「とちく場」に、「届書」を「届出」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「と畜場」を「とちく場」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出し中「と畜場」を「とちく場」に改め、同条中「第4条第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に、「と畜場」を「とちく場」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第14条第1号中「第9条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条第2号中「第9条第3項」を「第13条第3項」に改め、同条第3号中「第10条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第4号中「第10条第3項第2号」を「第14条第3項第2号」に改め、同条第5号中「第12条」を「第16条」に改め、同条第6号中「第13条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第7号中「第14条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条第8号中「第14条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条第9号中「第3条第2号」を「第4条第2号」に改め、同条第10号中「第4条の3第3項第3号」を「第12条第3項第3号」に改め、同条を第17条とする。

第13条第2項中「第10条から第11条」を「第11条から第14条」に改め、同条を第16条と

する。

第12条の見出し中「と畜場」を「とちく場」に改め、同条中「と畜場」を「とちく場」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「別記第8号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条を第15条とする。

第11条の見出し中「申請」を「申請書」に改め、同条中「第4条」を「第7条」に、「第5条」を「第14条」に、「と殺」を「とさつ」に、「申請書」を「申請」に、「別記第7号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第14条とする。

第10条の3中「第4条の3第3項第3号」を「第12条第3項第3号」に、「別記第6号様式の5」を「別記第12号様式」に改め、同条を第13条とする。

第10条の2第1項中「第10条第3項第2号」を「第14条第3項第2号」に、「第3条の2第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に、「別記第6号様式の2」を「別記第9号様式」に改め、同条第2項中「第10条第3項第2号」を「第14条第3項第2号」に、「第3条の2第1項第2号」を「第5条第1項第2号」に、「別記第6号様式の3」を「別記第10号様式」に改め、同条第3項中「第10条第3項第2号」を「第14条第3項第2号」に、「第3条の2第1項第3号」を「第5条第1項第3号」に、「別記第6号様式の4」を「別記第11号様式」に改め、同条を第12条とする。

第10条の見出しを「(とちく場外とさつ許可申請書)」に改め、同条中「第3条第2号後段」を「第4条第2号」に、「と殺」を「とさつ」に、「別記第6号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第9条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に、「第4条」を「第10条」に、「別記第5号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第10条とする。

第8条の見出しを「(とちく場使用料及びとさつ解体料の認可申請書)」に改め、同条中「第8条第1項」を「第12条第1項」に、「と畜場使用料及びと殺解体料」を「とちく場使用料及びとさつ解体料」に、「別記第4号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(衛生管理責任者の配置又は変更の届出)

**第7条** 法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の配置又は変更の届出は、別記第4号様式によらなければならない。

(作業衛生責任者の配置又は変更の届出)

**第8条** 法第10条第2項において準用する法第7条第6項の規定による作業衛生責任者の配置又は変更の届出は、別記第5号様式によらなければならない。

別記第1号様式中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に、「と畜場設置許可申請書」を「とちく場設置許可申請書」に改め、「平成」を削り、「と畜場法第3条第1項」を「と畜場法第4条第1項」に、「と畜場の設置」を「とちく場の設置」に、「と畜場の

名称」を「とちく場の名称」に、「一般と畜場、簡易と畜場」を「一般とちく場、簡易とちく場」に、「と畜場に」を「とちく場に」に改め、同様式の末尾欄外添付書類の事項中「と畜場の」を「とちく場の」に、「と畜場敷地」を「とちく場敷地」に改める。

別記第2号様式中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に、「と畜場変更届」を「とちく場変更届出書」に改め、「平成」を削り、「と畜場法第3条第3項」を「と畜場法第4条第3項」に、「と畜場の」を「とちく場の」に改め、同様式の末尾欄外注の事項中「と畜場法施行規則」を「と畜場法施行規則」に改める。

別記第3号様式中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に、「と畜場施設完成届」を「とちく場施設完成届出書」に、「と畜場施設」を「とちく場施設」に、「と畜場法施行細則第5条」を「と畜場法施行細則第4条」に、「と畜場の」を「とちく場の」に改める。

別記第8号様式中「(第12条関係)」を「(第15条関係)」に、「と畜場廃止(休止)(再開予定)届」を「とちく場廃止(休止)(再開予定)届出書」に改め、「平成」を削り、「申請人」を「届出人」に、「と畜場法施行細則第12条」を「と畜場法施行細則第15条」に、「と畜場を」を「とちく場を」に、「と畜場の」を「とちく場の」に、「申請者」を「届出者」に改め、同様式を別記第14号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

**別記第13号様式 (第14条関係)**

とちく検査申請書		年 月 日
保健所長様 食肉衛生検査所長		
申請者	住所	
	氏名	
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名〕		
		年 月 日生
と畜場法施行令第7条及びと畜場法施行規則第14条の規定により、次のとおり獣畜の検査を受けたいので申請します。		
収 入 証 紙 欄		

とさつ(解体)しようとする年月日	畜種	品種	性別	年齢(不明のときは、推定年齢)	毛色	特徴	産地	病歴に関する情報	動物用医薬品その他これに類するものの使用の状況	備考

**備考**

- 1 と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定により、とさつした獣畜を解体しようとする場合にあっては、当該獣畜をとちく場以外の場所にとさつした理由、日時及び場所を備考欄に記載すること。
- 2 と畜場法第13条第1項第3号の規定により、とさつした獣畜を解体する場合における同法第14条第2項及び第3項の規定による検査に係るものであるときは、と畜場法施行規則第14条第2項に規定する死亡診断書又は死体検案書を添付すること。

別記第7号様式を削る。

別記第6号様式の5中「(第10条の3関係)」を「(第13条関係)」に、「と畜場法施行規則第4条の3第3項第3号」を「と畜場法施行規則第12条第3項第3号」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第6号様式の4中「(第10条の2関係)」を「(第12条関係)」に、「と畜場法第10条第3項第2号及びと畜場法施行令第3条の2第1項第3号」を「と畜場法第14条第3項第2号及びと畜場法施行令第5条第1項第3号」に改め、同様式の末尾欄外注の1の事項中「と畜場法第10条第4項」を「と畜場法第14条第4項」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第6号様式の3中「(第10条の2関係)」を「(第12条関係)」に、「と畜場法第10条第3項第2号及びと畜場法施行令第3条の2第1項第2号」を「と畜場法第14条第3項第2号及びと畜場法施行令第5条第1項第2号」に改め、同様式の末尾欄外注の2の事項中「と畜場法第10条第4項」を「と畜場法第14条第4項」に改め、同様式を別記第10号様式とする。

別記第6号様式の2中「(第10条の2関係)」を「(第12条関係)」に、「と畜場法第10条第3項第2号及びと畜場法施行令第3条の2第1項第1号」を「と畜場法第14条第3項第2号及びと畜場法施行令第5条第1項第1号」に改め、同様式の末尾欄外添付書類の1の事項中「による化製場」の次に「又は同法第8条において準用する同法第3条第1項の規定による獣畜の皮の貯蔵の施設」を加え、同様式の末尾欄外注の2の事項中「と畜場

法第10条第4項を「と畜場法第14条第4項」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第6号様式中「（第10条関係）」を「（第11条関係）」に、「と畜場外とさつ許可申請書」を「とちく場外とさつ許可申請書」に、「と畜場法第9条第1項第5号及び同法施行令第3条第2号後段」を「と畜場法施行令第4条第2号」に、「と畜場外に」を「とちく場外に」に、「と畜場を」を「とちく場を」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第5号様式中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に、「自家用とさつ届」を「自家用とさつ届出書」に、「と畜場法第9条第1項第1号」を「と畜場法第13条第1項第1号」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第7条関係）

衛生管理責任者配置（変更）届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所  
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

衛生管理責任者を配置（変更）したので、と畜場法第7条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

- とちく場の名称及び所在地
- 衛生管理責任者の氏名、住所及び生年月日
- 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当する旨
- 衛生管理責任者を置いた年月日又は変更した年月日

添付書類

衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面の写し

別記第4号様式の次に次の2様式を加える。

別記第5号様式（第8条関係）

作業衛生責任者配置（変更）届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所  
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

作業衛生責任者を配置（変更）したので、と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

- とちく場の名称及び所在地
- 作業衛生責任者の氏名、住所及び生年月日
- 作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当する旨
- 作業衛生責任者を置いた年月日又は変更した年月日

添付書類

作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面の写し

別記第6号様式（第9条関係）

とちく場使用料及びとさつ解体料（変更）認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所  
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

と畜場法第12条第1項の規定により、次のとおりとちく場使用料及びとさつ解体料を定めたい（変更したい）ので認可を申請します。

種 別	単 位	とちく場使用料	とさつ解体料
牛（生後1年以上のもの）	1頭につき	円	円
牛（生後1月以上1年未満のもの）	〃	円	円

牛（生後1月未満のもの）	〃	円	円
馬（生後1年以上のもの）	〃	円	円
馬（生後1年未満のもの）	〃	円	円
豚	〃	円	円
めん羊	〃	円	円
山羊	〃	円	円

備考

- 1 年間の収入及び支出予定額を基礎とする料金算定の資料を添付すること。
- 2 とさつ解体料には、とちく場使用料を含めた金額を記載すること。

（化製場等に関する法律施行細則の一部改正）

第3条 化製場等に関する法律施行細則（昭和59年北海道規則第103号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「と畜場法（昭和28年法律第114号）第2条第2項」を「と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項」に、「と畜場」を「とちく場」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則）

第4条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第20条第2項第6号中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

別記第7号様式中「第12条第4項」を「第12条第6項」に、「法第12条第3項各号」を「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項各号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第1860号

次のとおり一般競争入札により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する土地及び入札日時

物件番号	所 在 地 番	面積(㎡)	入 札 執 行 日 時
札幌 - 1	札幌市南区真駒内緑町1丁目1番1	6,652.96	平成15年11月26日午前9時30分
札幌 - 2	札幌市西区八軒7条西6丁目351番7外1筆	2,876.08	午前10時30分
江別 - 2	江別市大麻宮町7番1	4,986.41	午前11時30分
美唄 - 1	美唄市東1条北5丁目1095番23	539.28	同 11月25日午前10時30分
旭川 - 5	旭川市東光8条5丁目308番135	267.83	同 午後2時
登別 - 1	登別市常盤町3丁目1番1	8,771.54	同 11月27日午前11時
松前 - 1	松前町字豊岡255番3	208.90	同 11月28日午後1時30分
興部 - 1	興部町字興部344番	342.77	同 12月4日午後1時30分

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
- 3 入札心得書、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 札幌 - 1～2 及び江別 - 2  
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部管財課財産運用グループ  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 418
- (2) 美唄 - 1  
岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁総務部会計課管財係  
電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 2224
- (3) 旭川 - 5  
旭川市永山6条19丁目 北海道上川支庁総務部会計課管財係  
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 2224
- (4) 登別 - 1  
室蘭市幸町9番11号 北海道胆振支庁総務部会計課管財係  
電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 2224
- (5) 松前 - 1  
函館市美原4丁目6番16 北海道渡島支庁総務部会計課管財係  
電話番号 0138 - 47 - 9000 内線 2224
- (6) 興部 - 1  
網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課管財係  
電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2224

4 入札執行の場所

- (1) 札幌 - 1～2、江別 - 2  
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟5階10号会議室
- (2) 美唄 - 1  
岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁合同庁舎5階会議室
- (3) 旭川 - 5  
旭川市永山6条19丁目 北海道上川合同庁舎101号会議室
- (4) 登別 - 1  
室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭保健所2階相談室
- (5) 松前 - 1  
松前郡松前町字福山118 北海道渡島支庁松前総合庁舎会議室
- (6) 興部 - 1  
紋別郡興部町新泉町 興部地区農業改良普及センター会議室

5 入札保証金

入札者は、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札開始前に道に納付すること。

なお、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は道に帰属する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 契約保証金

落札者が契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を道に納付すること。

なお、契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、道に帰属する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は知事が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から20日以内）までに指定の場所に納入すること。

9 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 札幌 - 1～2、江別 - 2  
提出期限 平成15年11月19日（水）  
提出場所 北海道総務部管財課財産運用グループ
- (2) 美唄 - 1  
提出期限 平成15年11月19日（水）

提出場所 北海道空知支庁総務部会計課管財係

- (3) 旭川 - 5  
提出期限 平成15年11月19日（水）  
提出場所 北海道上川支庁総務部会計課管財係
- (4) 登別 - 1  
提出期限 平成15年11月21日（金）  
提出場所 北海道胆振支庁総務部会計課管財係
- (5) 松前 - 1  
提出期限 平成15年11月21日（金）  
提出場所 北海道渡島支庁総務部会計課管財係
- (6) 興部 - 1  
提出期限 平成15年11月28日（金）  
提出場所 北海道網走支庁総務部会計課管財係

10 入札執行の公開

入札執行を公開するので、入札の傍聴を希望する者は、入札執行時刻の15分前までに入札会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

11 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 申込者及び落札者がいない場合は、入札参加者等を対象として随意契約を行うこともある。

北海道告示第1861号

次のとおり公募抽選により道有財産（土地）を売り払う。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 公募に付する土地及び抽選日時

区画番号	所在地	番地目	面積(㎡)	売却価格	抽選日時
江別 - 3	江別市元町13番11	宅地	285.67	7,550,000円	平成15年11月26日午後1時
美唄 - 2	美唄市西4条南2丁目1285番33	宅地	240.23	3,810,000円	同 11月25日午前11時

2 応募する者に必要な資格

応募申込日において、北海道内に住所を有する個人又は北海道内に営業所を有する法人で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（契約を

締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)でないこと。

3 応募の条件

- (1) 応募区画数は、1世帯(1事業者)につき1区画とする。
- (2) 応募区画の変更は、応募の受付期間内に限って行なうことができる。
- (3) 買受者は、土地の引渡しの日から5年間、売払地を引き続き住宅用地として供さなければならない。
- (4) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に売払地における自己所有の戸建住宅(店舗又は事務所を兼ねた住宅を含むが、アパート等は含まない。)の建設工事を完了しなければならない。
- (5) 買受者は、土地の引渡しの日から5年以内に北海道の承認を得ないで、売払地の所有権を移転し、又は売払地に権利の設定をしてはならない。
- (6) 北海道は、買受者に対し、(3)から(5)までの条件の履行状況を確認するため、随時に実地調査をし、又は所要の報告を求めることができる。
- (7) 北海道は、買受者が土地の引渡しの日から5年以内に(3)から(5)までの条件に違反した場合には、売払地の買戻しをすることができる。
- (8) 買受者が(3)から(6)までの条件に違反したときは、北海道が定める金額を違約金として支払わなければならない。

4 応募要領、契約条項その他関係書類を示す場所

- (1) 江別 - 3  
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部管財課財産運用グループ  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 418
- (2) 美唄 - 2  
岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁総務部会計課管財係  
電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 2224

5 公募抽選の場所

- (1) 江別 - 3  
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟5階10号会議室

(2) 美唄 - 2

岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁合同庁舎5階会議室

6 公募抽選申込書の提出

応募者は、次により所定の公募抽選申込書を提出すること。

(1) 江別 - 3

提出期限 平成15年11月19日(水)

提出場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部管財課財産運用グループ  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 418

(2) 美唄 - 2

提出期限 平成15年11月19日(水)

提出場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁総務部会計課管財係  
電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 2224

7 買受予定者の決定方法

一つの区画について、応募資格者が1名のときは、その者を買受予定者として決定し、応募資格者が2名以上いるときは、公開の抽選により買受予定者を決定する。

8 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約に当たっては契約書を作成するものとし、売買代金は契約締結と同時に北海道が発行する納入通知書により、指定の場所において一括して納入すること。

9 抽選の公開

抽選を公開するので、抽選の傍聴を希望する者は、抽選時刻の15分前までに抽選会場において傍聴の受付を行うものとする。

なお、傍聴の受付は定員になり次第終了する。

北海道告示第1862号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

(総合企画部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 生活交通路線維持対策事業						提出期限 別に指示する日	

地域の生活交通として必要な地方バス路線の維持・確保を図るため、その運行に要する経費等について、予算の範囲内で補助する。						提出先 総合企画部交通企画室交通企画課	
(1) 生活交通路線維持事業	北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱（平成15年9月26日付け交企第238号。以下「生活交通要綱」という。）第4条の規定に該当する者	生活交通要綱第7条に規定する額。ただし、生活交通要綱第8条に規定する額を限度とする。	2分の1以内	1 生活交通要綱第1条に規定する補助対象期間に係る営業報告書 2 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（様式については、以下同じ。） 3 運行系統図 4 経常収益算定表 5 運賃表	1 バス運行対策費補助金交付要綱（平成15年6月5日付け国自旅第43号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）に定める第2号様式及び第3号様式の写し	提出部数 1部	1 申請書の様式は、総企第24号様式による。 2 実績報告書の様式は総企第24号様式による。 3 国庫補助金交付要綱の第3号様式による通知を受けた日から7日以内に実績報告書を提出すること。
(2) 生活交通路線車両購入事業	生活交通要綱第14条の規定に該当する者	生活交通要綱第16条に規定する補助対象車両の購入に要する経費。ただし、生活交通要綱第17条に規定する額を限度とする。	2分の1以内	1 生活交通要綱第1条に規定する補助対象期間に係る営業報告書（平成15年度において生活交通路線維持事業に係る補助金の交付申請を行った者にあつては、提出を要しない。） 2 見積書 3 仕様書	1 車両購入契約書の写し 2 購入車両の写真（車両の前面及び側面から撮影した手札判のもの。以下同じ。） 3 自動車検査証の写し 4 領収書の写し	提出部数 1部	1 申請書の様式は、総企第25号様式による。 2 補助対象事業の完了期限は、平成16年2月20日とする。 3 当該補助事業が完了したときはその完了後20日以内に実績報告書を提出する

				4 補助対象車両の価格内訳表			こと（当該補助事業が当該補助の交付申請を行う日の20日以前に完了している場合は、当該申請書と同時に提出すること。） 4 実績報告書の様式は総企第26号様式による。
(3) 特別指定生活路線運行事業	生活交通要綱第26条の規定に該当する者	生活交通要綱第28条に規定する額。ただし、1路線年間650万円（補助対象期間内の運行期間が1年に満たない場合又は1年を超える場合は、次式により得られた額）を限度とする。  650万円×補助対象期間の運行期間日数×1/365日	2分の1以内（ただし、補助対象事業者が、乗合バス事業者の場合にあっては、4分の1以内）	1 生活交通要綱第25条に規定する補助対象期間に係る営業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 2 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 3 運行系統図 4 運賃表 5 市町村補助額がある場合の、市町村に対する補助金交付申請書の内容を記載した書面の写し	1 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（様式については、別に指示する。） 2 市町村補助額がある場合の、市町村に対する補助金交付申請書の内容を記載した書面の写し（申請書に添付しており、その内容に変更がない場合を除く。）	提出部数 1部	1 申請書の様式は、総企第27号様式による。 2 当該補助事業が完了したときは平成16年4月10日までに実績報告書を提出すること。 3 実績報告書の様式は総企第28号様式による。

(4) 特別指定生活路線車両 購入事業	生活交通要綱第 35条の規定に該当 する者	生活交通要綱第36条に規定する補助対 象車両の購入に要する経費。ただし、生 活交通要綱第37条第2項に規定する額を 限度とする。	2分の1以内 (ただし、補助 対象事業者が、 乗合バス事業者 の場合にあって は、4分の1以 内)	1 生活交通要 綱第25条に規 定する補助対 象期間に係る 営業報告書及 びこれに関連 する必要な事 項を記載した 書類（平成15 年度において 特別指定生活 路線運行事業 に係る補助金 の交付申請を 行った者にあ っては、提出 を要しない。） 2 見積書 3 仕様書 4 補助対象車 両の価格内訳 表	1 車両購入契 約書の写し 2 購入車両の 写真 3 自動車検査 証の写し 4 領収書の写 し	提出部数 1部	1 申請書の 様式は、総 企第29号様 式による。 2 補助対象 事業の完了 期限は、平 成16年2月 20日とする。 3 当該補助 事業が完了 したときは その完了後 20日以内に 実績報告書 を提出する こと（当該 補助事業が 当該補助の 交付申請を 行う日の20 日以前に完 了している 場合は、当 該申請書と 同時に提出 すること。） 4 実績報告 書の様式は 総企第30号 様式による。
(5) 準生活交通路線維持事 業	生活交通要綱第 47条の規定に該当 する者	生活交通要綱第50条に規定する額。た だし、生活交通要綱第51条に規定する額 を限度とする。	生活交通要綱 第48条(1)の路線 にあっては、2 分の1以内（た だし、第48条(1) のただし書きの 路線にあっては、	1 生活交通要 綱第46条に規 定する補助対 象期間に係る 営業報告書 (平成15年度 において生活		提出部数 1部	申請書の様 式は、総企第 31号様式によ る。

			4分の1以内) 生活交通要綱 第48条(2)の路線 にあつては、3 分の1以内	交通路線維持 事業に係る補 助金の交付申 請を行った者 にあつては、 提出を要しな い。) ) 2 運行系統別 輸送実績及び 平均乗車密度 算定表 3 運行系統図 4 経常収益算 定表 5 運賃表			
(6) 準生活交通路線車両購 入事業	生活交通要綱第 56条の規定に該当 する者	生活交通要綱第57条に規定する補助対 象車両の購入に要する経費。ただし、生 活交通要綱第58条第2項に規定する額を 限度とする。	生活交通要綱 第57条第2項(1) の車両にあつて は、2分の1以 内(ただし、第 57条第2項(1)の ただし書きの車 両にあつては、 4分の1以内) 生活交通要綱 第57条第2項(2) の車両にあつて は、3分の1以 内	1 生活交通要 綱第46条に規 定する補助対 象期間に係る 営業報告書 (平成15年度 において準生 活交通路線維 持事業に係る 補助金の交付 申請を行った 者にあつては、 提出を要しな い。) ) 2 見積書 3 仕様書 4 補助対象車 両の価格内訳 表	1 車両購入契 約書の写し 2 購入車両の 写真 3 自動車検査 証の写し 4 領収書の写 し	提出部数 1部	1 申請書の 様式は、総 企第32号様 式による。 2 補助対象 事業の完了 期限は、平 成16年2月 20日とする。 3 当該補助 事業が完了 したときは その完了後 20日以内に 実績報告書 を提出する こと(当該 補助事業が 当該補助の 交付申請を 行う日の20 日以前に完 了している

							場合は、当該申請書と同時に提出すること。) 4 実績報告書の様式は総企第33号様式による。
(7) 市町村生活バス路線運行事業	生活交通要綱第68条の規定に該当する者	生活交通要綱第70条に規定する額	10分の1以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共通第31号様式</li> <li>2 廃止されたバス路線、他の路線バス事業者の運行系統、鉄道及び軌道並びに公共的施設及び集落等との関係を表示した地図（以下「地図」という。）</li> <li>3 乗合旅客運送の許可書の写し又は有償運送の許可書の写し</li> <li>4 運送収入算定表</li> <li>5 損益計算書</li> <li>6 実車走行キロ算定表</li> <li>7 運賃表</li> </ol>		提出部数 1部	申請書の様式は、市町村の場合にあっては総企第34号様式、貸切バス事業者にあっては総企第35号様式による。
(8) 市町村生活バス車両購入事業	生活交通要綱第68条の規定に該当する者	生活交通要綱第74条に規定する補助対象車両の購入に要する経費。ただし、生活交通要綱第75条第2項に規定する額を限度とする。	10分の1以内	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共通第20号様式</li> <li>2 地図 （平成15年度において市</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共通第31号様式</li> <li>2 車両の購入契約書の写し</li> <li>3 購入車両の</li> </ol>	提出部数 1部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請書の様式は、総企第36号様式による。 （当該補助</li> </ol>

					町村生活バス 路線運行事業 に係る補助金 の交付申請を 行った者にあ っては、提出 を要しない。)	3 乗合旅客運 送の許可書の 写し又は有償 運送の許可書 の写し	写真 4 自動車検査 証の写し 5 領収書の写 し	事業が当該 補助の交付 申請を行う 日の20日以 前に完了し ている場合 は、当該申 請書と同時 に提出する こと。) 2 実績報告 書の様式は 総企第37号 様式による。
--	--	--	--	--	---	--	---------------------------------------	---

北海道告示第1863号

昭和49年北海道告示第804号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

総企第24号様式中「平成 年度生活交通路線維持費補助金交付申請書」を「平成 年度生活交通路線維持費補助金交付申請（実績報告）書」に、「次のとおり申請します。」を「次のとおり申請（報告）します。」に、

補助 ブロッ ク名	申請 番号	実車走行 キロ ル	補助対象 経常費用 ホ×ル=オ	経常収益 ワ	補助対象経常費用 から経常収益を控 除した額 オ-ワ=カ	補助対象経費 の限度額 オ×9/20=ヨ	カ又はヨのうち いずれか少ない 方の額 タ	タのうち補助ブロック外乗入 部分、同一補助ブロック都道 府県外乗入部分及び他路線と の競合部分以外に係るもの タ×ヌ=レ	平均乗車密度が 5人未満の路線 みなし運行 レ× $\frac{\text{回数}}{\text{運行回数}}$ =ソ	補助申請額 レ又はソ
	第1号	. km	円	円	円	円	円	円	円	千円
	第2号	. km	円	円	円	円	円	円	円	千円
	第3号	. km	円	円	円	円	円	円	円	千円
	第4号	. km	円	円	円	円	円	円	円	千円
	第5号	. km	円	円	円	円	円	円	円	千円
	第6号	. km	円	円	円	円	円	円	円	千円
合	計	. km	円	円	円	円	円	円	円	千円

を

補助ブロック名	申請番号	実車走行キロ ル	補助対象経常費用 ホ×ル=ヲ	経常収益 ワ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ヲ-ワ=カ	補助対象経常費用の限度額 ヨ×9/20 =ヨ	カ又はヨのうちいずれか少ない方の額 タ	タのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの タ×ヌ=レ	平均乗車密度が5人未満の路線 みなし運行回数 レ× $\frac{\text{回数}}{\text{運行回数}}$ =ソ
	第1号	. km	円	円	円	円	円	円	円
	第2号	. km	円	円	円	円	円	円	円
	第3号	. km	円	円	円	円	円	円	円
	第4号	. km	円	円	円	円	円	円	円
	第5号	. km	円	円	円	円	円	円	円
	第6号	. km	円	円	円	円	円	円	円
合計		. km	円	円	円	円	円	円	円

に改め、

補助ブロック名	申請番号	補助対象経費 ツ	国庫補助申請額 ツ×1/2=ネ	道補助申請額 ツ-ネ=ナ
	第1号	千円	千円	千円
	第2号	千円	千円	千円
	第3号	千円	千円	千円
	第4号	千円	千円	千円
	第5号	千円	千円	千円
	第6号	千円	千円	千円
合計		千円	千円	千円

同様式末尾欄外の注の12の事項を削り、同注の11の事項を13の事項とし、同注の10の事項から3の事項までを2事項ずつ繰り下げ、同注の2の事項を4の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

3 乗合バス事業の収益、費用及び実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除くこと。

総企第24号様式末尾欄外の注の1の事項を2の事項とし、同注の1事項を次の1事項を加える。

1 この様式は、生活交通路線維持事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は

当該補助金に関して実績報告する場合に使用すること。

総企第24号様式末尾欄外の注の13の事項の次に次の4事項を加える。

14 「平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。

なお、みなし運行回数とは当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

15 「補助対象経費」の欄は、ソ「平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は

ソの金額を記載し、記載がない場合はレの金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

16 「国庫補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

17 「道補助申請額」の欄は系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り上げること。

なお、「交付を受けようとする補助金の額」の欄は、ナの合計と一致する。

総企第25号様式中

補助金申請額 (記載要領6参照)		を	道補助申請額 ハ×1/2=ニ		に、
---------------------	--	---	-------------------	--	----

  

資金調達計画	①道補助金	千円	を	資金調達計画	①都道府県補助金	千円	に改め、同
	②自己資金	千円			②国庫補助金	千円	
	③その他	千円			③自己資金	千円	
	計	千円			④その他	千円	
				計	千円		

様式末尾欄外の注の1の事項中「「補助事業の概要」の欄」を「申請の概要」に改め、同注の3の事項中「記載すること。」の次に「低床型車両の場合は、ノンステップ型、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。」を加え、同注の8の事項を削り、同注の6及び7の事項を次のように改める。

6 「道補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り上げること。

7 「資金調達計画」の欄において、「①都道府県補助金」の欄は、ニの合計を記載し、「②国庫補助金」の欄は、ハの合計 - ニの合計で得られた額を記載する。また、「④その他」の欄は、市町村負担がある場合には、その金額を記載すること。

総企第26号様式中

補助事業経費決算書	1. 総経費	円	を	補助事業経費決算(予定)	1. 総経費	円	に、同様
	2. 収入				2. 収入		
	①道補助金	円			①都道府県補助金	円	
	②自己資金	円			②国庫補助金	円	
	③その他	円			③自己資金	円	
	計	円		計	円		

式末尾欄外の注の2の事項中「記載すること。」の次に「低床型車両の場合は、ノンステップ型、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。」を加え、同注の5の事項中

- (1) 車両購入契約書・領収書の写し
- (2) 補助対象車両費の支払いを証する書類
- (3) 自動車登録事項等証明書(添付できない場合には後日提出すること)に改める。
- (4) バス車両の主要部分の写真
- (1) 売買契約書の写し
- (2) 補助対象車両費の支払いを証する書類
- (3) 自動車登録事項等証明書の写し
- (4) バス車両の主要部分の写真

総企第27号様式中

補助対象期間の損益状況 (平成13年10月から平成14年9月までの期間)	を	損益状況	に、
---	---	------	----

第29条(2)の補助対象路線においては前年度に交付された補助金の額	第29条(2)の補助対象路線においては前年度に交付された補助金の額と補助対象経費の額との合計額
ル	ヌ+ル=オ
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円

補助対象欠損額 ヌ÷イ×ロ=ワ	前年度(当該特別指定生活路線に係る)の第2種及び第3種生活路線における補助対象経常費用と経常収益の差額の合計 カ	ワ(オ)又はかもしくは650万円のいずれかの少ない額 ヨ	補助申請額 (ヨ-ル) タ	補助申請額の内訳	
				道補助額	市町村補助額
円	円	円	千円	千円	千円
円	円	円	千円	千円	千円
円	円	円	千円	千円	千円
円	円	円	千円	千円	千円

円	円	円	千円	千円	千円
円	円	円	千円	千円	千円
円	円	円	千円	千円	千円
円	円	円	千円	千円	千円

補助対象欠損額 ヌ ÷ イ × ロ = ル	限度額 650万円 × <input type="text" value="日"/> ÷ 365日 =
	ヲ
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円

ル又はヲのいずれか 少ない方の額	補助対象経費 カ	国庫補助申請額 カ × 1/2 = ヨ	道補助申請額 ①市町村が補助対象事業者の場合 カ - ヨ ②乗合バス事業者が補助対象事業者の場合 カ × 1/4 = タ	市町村 補助額 カ - ヨ - タ = レ
円	千円	千円	千円	千円
円	千円	千円	千円	千円
円	千円	千円	千円	千円
円	千円	千円	千円	千円
円	千円	千円	千円	千円
円	千円	千円	千円	千円
円	千円	千円	千円	千円
円	千円	千円	千円	千円

改め、同様式末尾欄外の注の2の事項中「補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（平成13年10月から平成14年9月までの期間）」を「補助対象事業者の決算期間が国庫補助金交付要綱第2条(5)で定める期間」に改め、同注の3の事項中「補助対象期間（平成13年10月から平成14年9月までの期間）の損益状況の欄中」を「国庫補助金交付要綱第2条(5)で定める期

間中の」に改め、同注の10及び11の事項を次のように改める。

- 10 ヲの日数欄には補助対象期間内の運行日数を記入し、限度額の計算は連続計算とする。
- 11 「補助対象経費」は、千円未満の端数は切り捨てること。
- 総企第27号様式末尾欄外の注の11の事項の次に次の3事項を加える。
- 12 「国庫補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 13 「道補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、市町村が補助対象事業者の場合は、合計の千円未満の端数は切り上げることとし、乗合バス事業者が補助対象事業者の場合は、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14 「市町村補助額」の欄は、乗合バス事業者が補助対象事業者の場合のみ記載する。

総企第28号様式中

補助対象期間  
の損益状況  
(平成13年10月から平成  
14年9月までの期間)

損益状況

を

に、

第29条(2)の補 助対象路線においては 前年度に交付された補 助金の額 ル	第29条(2)の補 助対象路線におい ては前年度に交付さ れた補助金の額と補 助対象経費の額との 合計額 ヌ + ル = オ
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円

前年度の第2種及び 第3種生活路線にお ける補助対象経常費 用と経常収益の差額 の合計 カ	ヌ ( オ ) 又はカ もしくは650万円の いずれかの少ない 額 ヨ	補 助 申 請 額 ( ヨ - ル ) タ	補助申請額の内訳	
			道 補助額	市町村 補助額
円	円	千円	千円	千円
円	円	千円	千円	千円

を

円	円	千円	千円	千円
円	円	千円	千円	千円
円	円	千円	千円	千円
円	円	千円	千円	千円
円	円	千円	千円	千円
円	円	千円	千円	千円

限度額 $650万円 \times \square \text{日}$ $\div 365日 =$  ル	ヌ又はルのいずれか 少ない方の額  ヲ
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円
円	円

補助対象経費 ワ	国庫補助申請額 ワ × 1/2 = カ	道補助申請額 ①市町村が補助対象事業者の場合 ワ - カ ②乗合バス事業者が補助対象事業者の場合 ワ × 1/4 = コ	市町村補助額 ワ - カ - コ = タ
千円	千円	千円	千円
千円	千円	千円	千円
千円	千円	千円	千円
千円	千円	千円	千円
千円	千円	千円	千円
千円	千円	千円	千円
千円	千円	千円	千円
千円	千円	千円	千円

改め、同様式末尾欄外の注の2の事項中「補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（平成13年10月から平成14年9月までの期間）」を「補助対象事業者の決算期間が国庫補助金交付

要綱第2条(5)で定める期間」に改め、同注の3の事項中「補助対象期間（平成13年10月から平成14年9月までの期間）の損益状況の欄中」を「国庫補助金交付要綱第2条(5)で定める期間中の」に改め、同注の10及び11の事項を次のように改める。

- 10 ルの日数欄には補助対象期間内の運行日数を記入し、限度額の計算は連続計算とする。
  - 11 「補助対象経費」は、千円未満の端数は切り捨てること。
- 総企第28号様式末尾欄外の注の11の事項の次に次の3事項を加える。
- 12 「国庫補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 13 「道補助申請額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、市町村が補助対象事業者の場合は、合計の千円未満の端数は切り上げることとし、乗合バス事業者が補助対象事業者の場合は、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
  - 14 「市町村補助額」の欄は、乗合バス事業者が補助対象事業者の場合のみ記載する。

総企第29号様式中

補助金申請額  
(記載要領6  
参照)

を

道補助申請額  
①市町村が補助対象事業者の場合  
ハ × 1/2 = ニ  
②乗合バス事業者が補助対象事業者の場合  
ハ × 1/4 = ホ

に、

資金  
調達  
計画

①道補助金 千円  
②自己資金 千円  
③その他 千円  
計 千円

を

資金  
調達  
計画

①都道府県補助金 千円  
②国庫補助金 千円  
③自己資金 千円  
④その他 千円  
計 千円

に、同様式末

尾欄外の注の1の事項中「「補助事業の概要」の欄」を「申請の概要」に改め、同注の3の事項中「記載すること。」の次に「低床型車両の場合は、ノンステップ型、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。」を加え、同注の8の事項を削り、同注の6及び7の事項を次のとおり改める。

- 6 「道補助申請額」の欄は、車両ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、市町村が補助対象事業者の場合は、合計の千円未満の端数は切り上げることとし、乗合バス事業者が補助対象事業者の場合は、合計の千円未満は切り捨てること。

なお、「交付を受けようとする補助金の額」の欄は、ニ又はホの合計と一致する。

7 「資金調達計画」の欄において、「①都道府県補助金」の欄は、ニ又はホの合計を記載し、「②国庫補助金」の欄は、市町村が補助対象事業者の場合は、ハの合計 - ニの合計で得られた額を記載し、乗合バス事業者が補助対象事業者の場合は、ハの合計 - (ホの合計 + 市町村補助額) で得られた額を記載する。市町村補助額：車両ごとに百円単位0.5千円) で得られた合計額を千円未満切り上げた額とする。

なお、「④その他」の欄は、市町村負担がある場合には、その金額を記載すること。

総企第30号様式中

補助事業経費決算書	1. 総経費	円	を	補助事業経費決算(予定)	1. 総経費	円	に、同様
	2. 収入				2. 収入		
	①道補助金	円			①都道府県補助金	円	
	②自己資金	円			②国庫補助金	円	
	③その他	円			③自己資金	円	
計	円	④その他	円				
		計	円				

式末尾欄外の注の2の事項中「記載すること。」の次に「低床型車両の場合は、ノンステップ型、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両の別がわかるように記載すること。」を加え、同注の5の事項中

〔1〕 売買契約書の写し

- 〔1〕 車両購入契約書・領収書の写し      〔2〕 補助対象車両費の支払いを証する書類  
 〔2〕 自動車登録事項等証明書の写し      〔3〕 自動車登録事項等証明書の写し  
 〔3〕 バス車両の主要部分の写真          〔4〕 バス車両の主要部分の写真

総企第31号様式中

市町村補助金額 第53条(1)の路線の場合 ツ × 1/2 = ネ ツ × 1/3 = ネ	補助申請額 第53条(1)の路線の場合 ツ × 1/3 = ナ 又は 第53条(1)の路線で補助率 1/2の場合及び第53条(2) の路線の場合 ツ - ネ = ナ	
		又は
		第53条(2)の路線の場合 ツ × 2/3 = ネ

市町村補助金額 第48条(1)の路線の場合 ツ × 1/2 = ネ ツ × 1/4 = ネ	補助申請額 第48条(1)の路線の場合 ツ × 1/4 = ナ 又は 第48条(1)の路線で補助率 1/2の場合及び第48条(2) の路線の場合 ツ - ネ = ナ	に改める。	
			又は
			第48条(2)の路線の場合 ツ × 2/3 = ネ

総企第32号様式中

市町村補助金額 第64条第2項(1)の車両 ハ × 1/2 = ホ ハ × 1/3 = ホ	補助金申請額 第64条第2項(1)の車両 ハ × 1/3 = ホ 又は 第64条第2項(1)の車両で 補助率1/2の場合及び第 64条第2項(2)の車両 ハ - ホ	を	
			又は
			第64条第2項(2)の車両 ハ × 2/3 = ホ

市町村補助金額 第57条第2項(1)の車両 ハ × 1/2 = ホ ハ × 1/4 = ホ	補助金申請額 第57条第2項(1)の車両 ハ × 1/4 = ホ 又は 第57条第2項(1)の車両で 補助率1/2の場合及び第 57条第2項(2)の車両 ハ - ホ	に改める。	
			又は
			第57条第2項(2)の車両 ハ × 2/3 = ホ

北海道告示第1864号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
 パーソナルコンピュータ 165台  
 ソフトウェア（一太郎） 165組

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成15年12月4日
- (4) 納入場所 別途指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 契約条項を示す場所  
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道赤れんが庁舎2階4号会議室
- (2) 入札日時 平成15年11月5日(水)午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札  
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法  
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成15年11月4日
- (2) 提出場所 3に同じ。

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総合企画部総務課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話番号 011-231-4111 内線 23-116

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1865号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
日本青年海外派遣センター	薄田 健格	札幌市中央区宮の森1条12丁目3番11号	この法人は、農業青年の海外派遣、海外諸国の農業研修生の受入れ、農業に関する調査研究などを行うことにより、	平成15. 9.19

			人類の食の未来を支える農業発展のため、国内外の農業者の人材育成による社会教育の推進、海外協力、職業能力の開発に寄与することを目的とする。	
健康・食生活改善ネットワーク	加藤 統一	札幌市白石区東札幌1条4丁目1番1号	この法人は、すべての人に対して、健康と食生活改善の推進と啓蒙に関する事業を行い、健やかに長寿を楽しめる社会づくりに寄与することを目的とする。	平成15.9.24
北海道福祉住環境を研究する会	井上 雅世	札幌市中央区北5条西27丁目1番14-501号	この法人は、高齢者や障害者等に対して、住まい等に関する相談や情報提供及びそれに関わる人材育成やネットワークづくり等の事業を行うことにより、高齢者や障害者等が、住みなれた地域で未永く自立した「自分らしい」生活をおくることができる住環境（以下、福祉住環境という。）の整備に寄与することを目的とする。	同
北海道フラワーセラピー普及協会	池上田鶴子	札幌市厚別区厚別中央3条4丁目2-12-406	この法人は、「花」の持つ魅力を広く一般に知らしめると同時に、その効果による「癒し」を提供し、空間を共有する人皆が心身ともに健やかになっていく手助けをすることを目的とする。	同 15.9.26
ワンディ・ワーク	西崎 博美	札幌市中央区南11条西21丁目1番20-104号	この法人は、すべての人々に対して、ゆとりと生きがいのある充実した生活を創造していく為、得意分野を持った人々のグループ化・ネットワークを形成し、日常生活における人々の係わり合いについて、総合的、計画的な調査・研究と実践を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと、お互いが助け合いから生まれる雇用促進に寄与する事を目的としています。	同 15.9.29

の村にあっては名称の変更、ひまわり会にあっては役員に関する事項の変更)の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
大人のエーディーエイチディーの会	白井 由佳	札幌市中央区南1条西10丁目4番地第二海洋ビル7F	この法人は、大人の注意欠陥多動障害(ADHD)に悩む人たちが、本来持つ能力を最大限生かして生活していくことができるよう、その実態を把握し、社会的認知度を広めることに寄与することを目的とする。	平成15.9.5
ましゅうの里	藤 泰人	川上郡弟子屈町朝日1丁目4番34号	この法人は、老人をはじめ、さまざまな障害を持つ人々をふくむ社会構成員一人一人が人間として自分らしく、豊かに自立した在宅生活ができる介護支援体制を確立し、地域のコミュニティー形成に寄与する事と世界的遺産を持つ町として環境の保全を図ることを目的とする。	同
旭川障害者連絡協議会	鈴木 勲	旭川市宮前通東4155番地の30 旭川市障害者福祉センター内	この法人は障害の種別や程度の違いを越え、あらゆる障害者の日常の問題、制度上の問題等を掘り起こし、その存在を明らかにするとともに、問題解決のため自ら実践し、できない問題は社会に対して積極的に提案することにより、障害者の自立と地位の向上を図ることを目的とする。	同 15.9.10
ひびきの村	野田 祥美	伊達市松ヶ枝町65番地8	この法人は、新しい生き方や精神的成長を願っているすべての人々に対して、学問と芸術と深い人間理解を柱とするシュタイナーの教育を実践し、それを通じて、生涯にわたり自由な意志を持ち、民族や異文化の枠にとらわれない主体的な人格形成に携わること、及び地域と連携して上記教育活動の実践にかなう環境としての文化的、国際的なまちづくりと医療・食・福祉の増進に寄与することを目的とする。	同 15.10.2

北海道告示第1866号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（大人のエーディーエイチディーの会にあっては名称及び役員に関する事項の変更、ましゅうの里にあっては目的、特定非営利活動の種類及び事業の種類に関する事項の変更、旭川障害者連絡協議会にあっては役員に関する事項及び事務局に関する事項の変更、ひびき

ひまわり会	松本ヨシ子	札幌市豊平区美園 6条8丁目1番18 号	この法人は、障害を抱える人達等が地域で当たり前に生活していくことを支援し、社会復帰や社会参加の促進を図るための活動を行い、誰もが暮らしやすい街となるよう障害を抱える人達や高齢者への福祉増進に寄与することを目的とする。	平成15.10. 8
-------	-------	----------------------------	--	------------

### 北海道告示第1867号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

「次のとおり」は、省略し、その氏名、診療科目、従業場所及び指定年月日は北海道保健福祉部障害者保健福祉課及び各支庁総務部社会福祉課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道告示第1868号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年2月24日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ラッキー千歳錦町店 千歳市錦町4丁目25番地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社伊藤土地開発 代表取締役 伊藤 繁樹 千歳市錦町3丁目1番地
- (3) 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前10時（年間60日は午前9時）  
閉店時刻 午後9時（年間120日は午後10時）

- (変更後) 開店時刻 午前7時  
閉店時刻 翌午前0時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分（年間60日は午前8時30分）から午後9時30分（年間120日は午後10時30分）まで  
(変更後) 午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (4) 変更する年月日 平成15年10月1日
- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
北雄ラッキー株式会社 代表取締役社長 桐生 泰夫  
札幌市中央区北11条西19丁目36番35号  
イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,680㎡  
ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(ア) 駐車場の収容台数 86台  
(イ) 駐輪場の収容台数 15台  
(ウ) 荷さばき施設の面積 64㎡  
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 23m³  
エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(ア) 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所  
(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後7時まで
- 2 届出年月日 平成15年9月30日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道石狩支庁商工労働観光課
  - (2) 縦覧期間 平成15年10月24日（金）から平成16年2月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）
  - (3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで
  - (4) その他 縦覧については、千歳市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は、千歳市へ問い合わせること。

### 北海道告示第1869号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年2月24日までに北海道後志支庁小樽商工労働事務所に到着するよう提出することができる。  
平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 1 届出事項の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームマック手宮店・マックスバリュ手宮店 小樽市手宮1丁目120番6、11

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

片倉チッカリン株式会社 代表取締役 飯田 邦彦  
東京都千代田区大手町1丁目2番3号  
日本製粉株式会社 代表取締役 堀川 征孝  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番5号

## (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開 店 時 刻	閉店時刻
ホームマック株式会社	午前9時30分	午後9時
マックスバリュ北海道株式会社	午前10時 (年間66日は午前9時)	午後10時
株式会社アンス		
株式会社東日本キャリア		

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開 店 時 刻	閉店時刻
ホームマック株式会社	午前7時30分	午後9時
マックスバリュ北海道株式会社	24時間営業	
株式会社アンス		
株式会社東日本キャリア		

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 24時間 (一部午前7時から午後10時まで)

## (4) 変更する年月日 平成15年10月21日

## (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
ホームマック株式会社	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号	代表取締役社長 前田 勝敏
マックバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	代表取締役社長 村中 誠二
株式会社アンス	札幌市豊平区西岡4条10丁目350番地	代表取締役 柴垣 敏久
株式会社東日本キャリア	埼玉県草加市花栗4丁目24番18号	代表取締役 小松崎利幸

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4,342m<sup>2</sup>

## ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 264台  
(イ) 駐輪場の収容台数 30台  
(ウ) 荷さばき施設の面積 191m<sup>2</sup>  
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 61m<sup>3</sup>

## エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数 4箇所  
(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

## 2 届出年月日 平成15年10月10日

## 3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道後志支庁小樽商工労働事務所及び北海道後志支庁経済部商工労働課  
(2) 縦覧期間 平成15年10月24日（金）から平成16年2月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）  
(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで  
(4) その他 縦覧については、小樽市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は、小樽市へ問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年2月24日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

## 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ポスフル 代表取締役 大川 祐一  
札幌市白石区本通21丁目南1番10号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社ポスフル 紋別店  
紋別市花園町3丁目64番地ほか

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（年間60日は午前9時）

閉店時刻 午後8時（年間60日は午後9時）

(変更後) 開店時刻 午前7時30分

閉店時刻 午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前) 午前9時30分（年間60日は午前8時30分）から

午後8時30分（年間60日は午後9時30分）まで

(変更後) 午前7時から午後10時まで

(4) 変更の年月日 平成15年10月11日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ポスフル	札幌市白石区本通21丁目南1番10号	代表取締役 大川 祐一
太 田 豊	紋別市本町5丁目2番23号	
有限会社花喜	紋別市大山町1丁目34番地4	代表取締役 山田 文代

株式会社三貴	東京都豊島区東池袋3丁目4番3号	代表取締役 木村 和巨
北海道茶業株式会社	札幌市西区西野8条2丁目10番1号	代表取締役 長谷川明夫
高 橋 守	紋別市花園町4丁目2番21号	
株式会社キング	京都市下京区東塩小路高倉町2-1	取締役社長 山田 幸雄
有限会社村上商店	紋別市本町4丁目1番25号	代表取締役 村上 弘昭
株式会社西村時計店	紋別市本町4丁目2番4号	代表取締役 西村 源人
高 杉 嘉 幸	釧路市光和6丁目10番地1	

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 7,180㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 600台

(イ) 駐輪場の収容台数及び位置 50台

(ウ) 荷さばき施設の面積 244㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 84m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 3箇所、入口 2箇所、出口 2箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後7時まで

2 届出年月日 平成15年10月10日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課、北海道網走支庁商工労働観光課及び紋別市商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年10月24日（金）から平成16年2月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、紋別市は、午前9時から午後5時30分まで

## 北海道告示第1871号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、深川市一已中央地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成15年10月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1872号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区  
の役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

旭川土地改良区

就退任 の別	就退任年月日	理事・ 監事の別	氏 名	住 所
就任	平成15. 9.10	理 事	小澤 仁良	旭川市西神楽 1線24号470番地の15
同	同	同	寺澤 石吉	同 神居 3条21丁目61番地
同	同	同	澤田 健一	同 西神楽 3線18号324番地の1
同	同	同	岡崎 勇	上川郡東神楽町東 1線 4号25番地
同	同	同	森谷 幸市	旭川市西神楽 4線11号 5番地の 1
同	同	同	松浦 隆	同 神居町豊里 5番地
同	同	同	中谷 勝見	同 西神楽 4線20号11番地の236
同	同	同	前田 時男	同 西神楽 1線31号192番地の2
同	同	同	草野 洋一	上川郡美瑛町字旭中央
同	同	同	稲留 豊樹	旭川市西神楽 1線11号198番地の1
同	同	監 事	松永 光夫	上川郡東神楽町ひじり野南 2条 1丁目 3番 1号
同	同	同	岡田 良男	旭川市西神楽 1線12号218番地の1
退任	同 15. 9. 9	理 事	小澤 仁良	同 西神楽 1線24号470番地の15
同	同	同	寺澤 石吉	同 神居 3条21丁目61番地
同	同	同	吉本 久光	同 西神楽 1線 9号160番地の10
同	同	同	岡崎 勇	上川郡東神楽町東 1線 4号25番地
同	同	同	森谷 幸市	旭川市西神楽 4線11号 5番地の 1
同	同	同	松浦 隆	同 神居町豊里 5番地
同	同	同	山下 弘	上川郡美瑛町字旭中央
同	同	同	澤田 健一	旭川市西神楽 3線18号324番地の1
同	同	同	中谷 勝見	同 西神楽 4線20号11番地の236
同	同	同	前田 時男	同 西神楽 1線31号192番地の2
同	同	監 事	松永 光夫	上川郡東神楽町ひじり野南 2条 1丁目 3番 1号
同	同	同	岡田 良男	旭川市西神楽 1線12号218番地の1

長沼土地改良区

就退任 の別	就退任年月日	理事・ 監事の別	氏 名	住 所
就任	平成15. 5.23	理 事	高倉 重義	夕張郡長沼町東 1線北 1番地

同	同	同	菊地 博	同	西 1線南 2番地
同	同	同	卷 隆之	同	西 2線北 9番地
同	同	同	仲山 敏勝	同	西 5線北 7番地
同	同	同	間島 忠利	同	西 5線南 1番地
同	同	同	朝田 和夫	同	東 2線北 7番地
同	同	同	田村 賢治	同	西 5線北 3番地
同	同	同	山崎 晋	同	東 4線北16番地
同	同	同	宮川 澄雄	同	東 2線北14番地
同	同	監 事	松本 稔	同	東 5線北 1番地
同	同	同	村井 輝明	同	西 2線北15番地
同	同	同	谷口 博宣	同	字木詰
退任	同 15. 5.22	理 事	高宮 一保	同	字木詰
同	同	同	高倉 重義	同	東 1線北 1番地
同	同	同	前田 孝良	同	東 2線北13番地
同	同	同	卷 隆之	同	西 2線北 9番地
同	同	同	田村 賢治	同	西 5線北 3番地
同	同	同	中山 享志	同	西 4線北12番地
同	同	同	朝田 和夫	同	東 2線北 7番地
同	同	同	伊東 孝	同	東 4線北16番地
同	同	同	菊地 博	同	西 1線南 2番地
同	同	監 事	竹藪 新一	同	東 1線北17番地
同	同	同	安藤 利一	同	西 3線北 5番地
同	同	同	松本 稔	同	東 5線北 1番地

神亀土地改良区

就退任 の別	就退任年月日	理事・ 監事の別	氏 名	住 所
就任	平成14. 8.18	理 事	塩尻 芳央	深川市一已町字一已8932番地
同	同	同	久保 文雄	同 納内町字納内5341番地
同	同	同	安藤 秋廣	同 一已町字一已7431番地
同	同	同	渡邊 勝弥	同 音江町字内園618番地
同	同	同	宮岸 和幸	同 一已町字一已4428番地
同	同	同	板垣 勝明	同 納内町字納内4900番地
同	同	監 事	大石 武雄	同 一已町字一已6710番地
同	同	同	吉田 秀昭	同 納内町北 4番 36号
退任	同 14. 8.17	理 事	塩尻 芳央	同 一已町字一已8932番地
同	同	同	高村 昌弘	同 納内町字納内6345番地
同	同	同	片山 政一	同 一已町字一已7921番地
同	同	同	松浦 國昭	同 納内町北 3番 38号
同	同	同	安藤 秋廣	同 一已町字一已7431番地
同	同	同	久保 文雄	同 納内町字納内5341番地

退任 平成14. 8.17 監事 大石 武雄 深川市一已町字一已6710番地  
同 同 同 渡邊 勝弥 同 音江町字内園618番地

#### 北海道告示第1873号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富良野土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所  
平成15.10. 2 理事 松浦 隆雄 富良野市字東鳥沼新生

#### 北海道告示第1874号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第1項の規定により、平成15年10月15日、夕張土地改良区の定款及び土地改良（維持管理）事業計画の変更を認可した。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第1875号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所  
平成15. 9. 9 理事 吉本 久光 旭川市西神楽1線9号160番地の10  
同 同 山下 弘 上川郡美瑛町字旭中央

#### 北海道告示第1876号

道営土地改良（川北地区土地改良総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、暗きよ、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成15年10月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第1877号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 上磯郡上磯町当別3丁目208・209・215の1・217（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、214の2、260の1
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第1878号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林の所在場所 斜里郡斜里町字真鯉2・7・9（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支

庁経済部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1879号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 松前郡松前町字原口565の1・574（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林の所在場所 松前郡福島町字岩部269の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林の所在場所 亀田郡戸井町字丸山1の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸山1の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び戸井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林の所在場所 夕張郡長沼町字馬追原野3555・3556・3557の1・3558・4826・4841・4849・4850・4862・4865・4866・4874から4876まで・4893の1・4897・4943・5074・5083・5102・5119（以上21筆について次の図に示す部分に限る。）、4991、4993、5006

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上ものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知支庁経済部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1880号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 広尾郡広尾町字紋別918の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第1881号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡八雲町(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
八雲町(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
八雲町(次の図に示す部分に限る。)
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 亀田郡大野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 亀田郡七飯町(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び七飯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町・山越郡八雲町・長万部町(以上3町国有林。次の図に示す部分に限る。)  
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
森町・八雲町・長万部町(以上3町について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
森町・八雲町・長万部町(以上3町について次の図に示す部分に限る。)
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡八雲町(国有林。次の図に示す部分に限る。)  
の所在場所

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
八雲町（次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
八雲町（次の図に示す部分に限る。）
    - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 上磯郡木古内町・知内町・上磯町・松前郡福島町の所在場所 (以上4町国有林。次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
木古内町・知内町・上磯町・福島町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
木古内町・知内町・上磯町・福島町（以上4町について次の図に示す部分に限る。）
    - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡八雲町・長万部町（以上2町国有林。次の図の所在場所 に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
八雲町・長万部町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
八雲町・長万部町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
    - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 指定施業要件変更予定保安林 亀田郡楸法華村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
楸法華村（次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
    - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び楸法華村役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1) 指定施業要件変更予定保安林 亀田郡大野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
大野町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大野町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 10(1) 指定施業要件変更予定保安林 山越郡八雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
八雲町（次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
八雲町（次の図に示す部分に限る。）
  - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 11(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

- 森町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
森町（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 12(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
森町（次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 13(1) 指定施業要件変更予定保安林 亀田郡七飯町・茅部郡森町（以上2町国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。  
七飯町・森町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
  - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
七飯町・森町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 14(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 主伐は、択伐による。  
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 15(1) 指定施業要件変更予定保安林 茅部郡森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 森町（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 16(1) 指定施業要件変更予定保安林 上磯郡上磯町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 上磯町（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 17(1) 指定施業要件変更予定保安林 上磯郡上磯町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所  
 (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養  
 (3) 変更後の指定施業要件  
 ア 立木の伐採の方法  
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 上磯町（次の図に示す部分に限る。）  
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 北海道告示第1882号

次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年10月14日から平成16年3月5日まで
- (3) 作業地域 新十津川町
- (4) 実施者名 札幌開発建設部長

- 2(1) 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- (2) 作業期間 平成15年10月21日から11月5日まで
- (3) 作業地域 枝幸町
- (4) 実施者名 稚内開発建設部長

**北海道告示第1883号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
岩見沢石狩線 北海道札幌土木現業所	石狩郡当別町字東裏5743番5地先から石狩郡当別町樺戸町525番地先まで		前	16.04mから 19.46mまで	2,671.19m	—
			後	16.04mから 19.46mまで	2,671.19m	—
			後	21.20mから 28.87mまで	2,670.00m	—
			前	21.00mから 61.00mまで	1,175.20m	—
			後	22.00mから 61.00mまで	1,176.10m	—
			前	18.18mから 18.18mまで	564.17m	—
札幌夕張線 北海道札幌土木現業所	夕張郡長沼町字馬追原野2597番3地先から夕張郡長沼町字馬追原野1772番20地先まで		前	18.18mから 18.18mまで	564.17m	—
			後	23.86mから 25.52mまで	564.17m	—
			前	18.18mから 26.44mまで	174.29m	—
			後	18.18mから 32.50mまで	174.29m	—
	空知郡南幌町1539番1地先から空知郡南幌町1757番地先まで		前	18.18mから 26.44mまで	174.29m	—
			後	18.18mから 32.50mまで	174.29m	—

朝日桜丘線 北海道札幌土木現業所	夕張郡栗山町中央1丁目274番地先から夕張郡栗山町中央1丁目338番地先まで	前	14.55mから 22.81mまで	62.88m	道道恵庭栗山線 重複19.50m		
		後	18.04mから 22.81mまで	62.88m	道道恵庭栗山線 重複19.50m		
八雲厚沢部線 北海道函館土木現業所	檜山郡厚沢部町字稲見428番1地先から檜山郡厚沢部町字稲見886番地先（河川敷地）まで	前	6.50mから 56.50mまで	2,054.00m	—		
		後	14.00mから 56.50mまで	2,045.17m	—		
西大里瀬棚停車場線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡瀬棚町字西大里645番5地先から瀬棚郡瀬棚町字西大里644番1地先まで	前	23.81mから 42.40mまで	259.07m	—		
		後	23.81mから 103.74mまで	259.07m	—		
乙部厚沢部線 北海道函館土木現業所	檜山郡江差町字鍼川町761番1地先から檜山郡江差町字鍼川町689番地先まで	前	14.41mから 15.45mまで	342.54m	—		
		後	14.41mから 51.19mまで	344.03m	—		
上幌内早来停車場線 北海道室蘭土木現業所	勇払郡厚真町字幌内293番地先から勇払郡厚真町字幌内494番2地先まで	前	6.50mから 89.00mまで	6,044.82m	—		
		前	9.70mから 143.50mまで	5,659.41m	—		
		後	6.50mから 89.00mまで	6,043.37m	—		
		後	9.70mから 143.50mまで	5,657.96m	—		
		夕張新得線 北海道旭川土木現業所	勇払郡占冠村字二ニウ507番1地先（河川敷地）から勇払郡占冠村字二ニウ507番1地先（河川敷地）まで	前	8.62mから 81.31mまで	350.00m	—
				後	8.62mから 81.31mまで	350.00m	—
	勇払郡占冠村字二ニウ国有林1266林班は小班地先（河川敷地）から勇払郡占冠村字二ニウ国有林1266林班は小班地先（河川敷地）まで	前	32.01mから 72.16mまで	100.00m	—		
		後	32.01mから 72.16mまで	100.00m	—		

**北海道告示第1884号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名供用開始の区間 供用開始の期日

道道 札幌夕張線 夕張郡長沼町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署1林班い12 小班地先から  
夕張郡長沼町国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署1林班よ小班地先まで

平成15.10.24

北海道告示第1885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
平取厚真線 北海道室蘭土木現業所	勇払郡厚真町宇隆511番1地先から 勇払郡厚真町宇隆511番1地先まで		前	13.70mから 16.90mまで	39.16m	—
			後	14.90mから 16.90mまで	39.16m	—
静内中札内線 北海道室蘭土木現業所	静内郡静内町高見国有林日高南部 森林管理署108林班い1地先から静 内郡静内町高見国有林日高南部森 林管理署108林班ろ1地先まで		前	9.50mから 83.90mまで	722.00m	—
			前	11.50mから 64.92mまで	652.20m	—
			後	9.50mから 83.90mまで	707.00m	—
			後	11.50mから 64.92mまで	652.20m	—
	静内郡静内町農屋69番18地先から 静内郡静内町農屋69番18地先まで		前	14.19mから 91.74mまで	138.98m	—
			後	14.19mから 112.77mまで	138.98m	—

北海道告示第1886号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。

その関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、閲覧に供する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 承認の年月日 平成15年10月14日

2 承認を受けた国の官庁

- (1) 名称 農林水産省
- (2) 住所 東京都千代田区霞が関1の2の1
- (3) 代表者の氏名 農林水産大臣 亀井 善之

3 埋立区域

- (1) 位置 登別市登別港町1丁目27番及び21番3地先の公有水面
- (2) 区域 省略（閲覧図書のとおり）
- (3) 面積 1,036.79m<sup>2</sup>

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 登別市登別港町1丁目27番及び21番3地先並びに27番
- (2) 区域 省略（閲覧図書のとおり）
- (3) 面積 4,461.12m<sup>2</sup>

5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第1887号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

浦河井寒台1その2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号とを結んだ線によって囲まれた区域並びに標柱7号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱14号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡市町	字	地番	標柱番号
浦河郡	浦河町	井寒台 181番1	1
同	同	同 403番	2
同	同	同 304番	3、4
同	同	同 175番2地先河川敷	5、6
同	同	同 167番	7
同	同	同 274番	8、9、11、12
同	同	同 277番1	10
同	同	同 406番地先河川敷	13
同	同	同 406番	14

**北海道告示第1888号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、都市計画の案を次のとおり告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道建設部都市計画課とする。

平成15年10月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 美唄奈井江都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課、美唄市建設部都市計画課及び奈井江町まちづくり課
- 2 栗山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び栗山町建設水道部都市建設課
- 3 士別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び士別市建設水道部土木課
- 4 富良野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び富良野市建設水道部都市建築課
- 5 上川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び上川町建設課
- 6 美幌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び美幌町建設水道部都市整備課
- 7 留辺蘂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び留辺蘂町まちづくり推進課
- 8 中標津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び中標津町建設水道部街づくり推進室
- 9 留萌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び留萌市建設水道部都市計画課
- 10 女満別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び女満別町建設課
- 11 当別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び当別町企画部まちづくり推進課
- 12 福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び福島町建設課
- 13 八雲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び八雲町建設課
- 14 北檜山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び北檜山町建設水道課
- 15 今金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び今金町建設課
- 16 深川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び深川市建設部都市計画課
- 17 広尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び広尾町企画商工課
- 18 浦幌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び浦幌町建設課
- 19 静内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
  - (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - (2) 縦覧場所 北海道建設部都市計画課及び静内町経済部建設課

**北海道告示第1889号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成15年10月24日  
 北海道知事 高 橋 はるみ

1 施行者の名称 幕別町  
 2 都市計画事業の 帯広圏都市計画下水道事業札内公共下水道  
 種類及び名称  
 3 事業計画  
 (1) 事業地  
 ア 収用の部分 変更なし  
 イ 使用の部分 昭和59年北海道告示第1855号、昭和63年北海道告示第631号、平成3年北海道告示第1817号、平成4年北海道告示第590号、平成6年北海道告示第470号、平成10年北海道告示第1477号及び平成12年北海道告示第1293号の事業地に幕別町札内北栄町を加える。  
 (2) 事業施行期間 昭和59年10月9日から平成23年3月31日まで

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。  
 平成15年10月24日  
 北海道知事 高 橋 はるみ

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
赤 平 市	親 松 貞 義	市町村自治功勞
東 川 町	山 田 孝 夫	同
旭 川 市	宇佐見 秀 明	同
枝 幸 町	佐 藤 健 二	同
標 茶 町	千 葉 健	同
札幌市西区	高 橋 忠 明	同
小 樽 市	佐 藤 利 次	同
恵 庭 市	原 田 恒	同
芦 別 市	滝 口 昇	同
南 茅 部 町	西 田 勝 美	同
森 町	(故)青 山 陽一郎	同
厚 沢 部 町	鈴 木 衛 三郎	同
俱 知 安 町	北 澤 暉 義	同

余 市 町	野 呂 榮	同
北 川 村	小 松 昭 夫	同
中 川 町	若 山 一 以	同
天 塩 町	石 山 重 夫	同
歌 登 町	木 村 保 夫	同
津 別 町	寒 河 江 文 男	同
上 湧 別 町	中 津 川 稔	同
雄 武 町	橋 詰 光 昭	同
洞 爺 村	大 西 俊 雄	同
穂 別 町	久 保 田 瑞 真	同
門 別 町	出 口 猛 昭	同
清 水 町	木 村 正 一	同
本 別 町	数 藤 肇	同
白 糠 町	坂 本 正 二	同
室 蘭 市	村 上 盛 平	同
紋 別 市	廣 崎 幸 道	同
名 寄 市	嶋 田 堅 司	同
三 笠 市	鈴 木 春 夫	同
根 室 市	一 條 弘 道	同
厚 田 村	藤 田 勝	同
八 雲 町	坂 本 重 幸	同
厚 沢 部 町	石 川 三 郎	同
由 仁 町	宮 西 未 吉	同
初 山 別 村	高 野 鉄 三	同
門 別 町	高 藤 實	同
芽 室 町	三 寺 邦 宏	同
浦 幌 町	安 田 勝 是	同

平成15年9月28日実施の平成15年度北海道林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	6	10	14	17	20
2	7	11	15	18	
3	8	13	16	19	

(合格者名簿は、北海道水産林務部森林環境室森林活用課、各支庁経済部林務課及び各森づくりセンターに備えおいて縦覧に供する。)

## 支 庁 告 示

### 北海道後志支庁告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年10月24日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

- |   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 1 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 虻田郡倶知安町南11条西1丁目30、37 - 5  |
| 2 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名   | 札幌市中央区北8条西21丁目1番10号<br>マックスパリュ北海道株式会社 代表取締役 村中 誠二<br>虻田郡倶知安町南11条西1丁目42番地2 佐々木洋一 |
| 3 | 開発許可年月日及び番号        | 平成15年5月30日 後建指第15 - 1号  |

### 北海道網走支庁告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年10月24日

北海道網走支庁長 毛 利 明 雄

- |   |                    |                                       |
|---|--------------------|---------------------------------------|
| 1 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 網走市駒場南8丁目87番地1の内 ほか8筆                 |
| 2 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名   | 網走市北6条西3丁目8番地1<br>株式会社篠原商店 代表取締役 篠原 肇 |
| 3 | 開発許可年月日及び番号        | 平成15年4月9日 網建指第15 - 3号                 |

## 道環境科学研究センター 告 示

### 北海道環境科学研究センター告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年10月24日

北海道環境科学研究センター所長 琢 磨 孝 之

#### 1 資格及び調達をする賃借物品等の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 契 約    | 平成15年10月24日に一般競争入札の公告を行う北海道環境科学研究センター電算システム機器賃貸借契約 |
| (2) 資 格    | 北海道環境科学研究センター電算システム機器の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）      |
| (3) 物品等の種類 | 電算システム機器一式   |

#### 2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを示した者であること。
- (7) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを示した者であること。

#### 3 資格審査の申請の時期及び方法

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 申請の時期 | 平成15年10月24日から11月17日まで                  |
| (2) 申請の方法 | 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 |

ア 提出先の名称 北海道環境科学研究センター企画総務部総務課

イ 提出先の所在地 札幌市北区北19条西12丁目

#### 4 資格審査の再申請

##### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（同条第4号に掲げる企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道環境科学研究センター告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月24日

北海道環境科学研究センター所長 琢 磨 孝 之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量

電算システム機器一式（1月当たりの単価）

(2) 調達を要する賃借物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年1月5日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成21年1月4日を限度に契約期間を延長することがあり得る。

(4) 納入場所 北海道環境科学研究センター

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道環境科学研究センター告示第1号に規定する北海道環境科学研究センター電算システム機器の賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市北区北19条西12丁目 北海道環境科学研究センター企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北19条西12丁目 北海道環境科学研究センター1階大会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 0819 北海道環境科学研究センター企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成15年12月3日（水）午前10時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 3の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道環境科学研究センター企画総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 0819 札幌市北区北19条西12丁目  
電話番号 011 - 747 - 3519

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured  
Computerization syetem apparatus 1 set
- B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 3, 2003
- C . Contact : General Affairs Division, Department of General Affairs and Planning  
Hokkaido Institute of Environmental Science, Nishi 12 Chome, Kita 19 jo  
Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, Post code 060-0819, Japan  
Phone : 011-747-3519

**道立釧路水産試験場告示**

**北海道立釧路水産試験場告示第2号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成15年10月24日

北海道立釧路水産試験場長 山崎 宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 試験調査船北辰丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期日 平成16年2月6日
- (4) 履行場所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 道内に造船所を有し、かつ総トン数250トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年10月24日から11月13日まで

イ 申請の方法 申請書類は提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085 - 0024 北海道釧路市浜町2番6号  
北海道立釧路水産試験場企画総務部

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

郵便番号 085 - 0024 北海道釧路市浜町2番6号  
北海道立釧路水産試験場企画総務部  
電話番号 0154 - 23 - 6221

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道釧路市浜町2番6号 北海道立釧路水産試験場会議室  
(送付による場合は、郵便番号 085 - 0024 北海道釧路市浜町2番6号 北海道立釧路水産試験場企画総務部)
- (2) 入札日時 平成15年12月12日 午前10時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)と同じ。
- (4) 開札日時 (2)と同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4と同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否  
要

10 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立釧路水産試験場企画総務部  
イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0024 北海道釧路市浜町2番6号  
電話番号 0154 - 23 - 6221

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured :  
Fishery research vessel HOKUSHIN-MARU Repair Service 1 set
- B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., December 12, 2003
- C . Contact : Division of General Administration, Hokkaido Kushiro Fisheries  
Experimental Station, 6-Gou, 2-Ban, Hamachou, Kushiro, Hokkaido 085-0024 Japan  
Phone : 0154-23-6221

道教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年10月24日

北海道教育庁渡島教育局長 平塚 努

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）  
パーソナルコンピュータ 一式 42台（普通科×1校）
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年1月5日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年12月28日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入期限 平成16年1月5日（月）
- (5) 納入場所 北海道函館中部高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成15年10月24日（金）から11月7日（金）まで
- イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041 - 8557 北海道函館市美原4丁目6番16号  
北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階403号会議室（送付による場合は、郵便番号041-8557 北海道教育庁渡島教育局企画総務課）
- (2) 入札日時 平成15年11月28日（金）午前10時（送付による場合は、平成15年11月27日（木）までに必着のこと。）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
ア 名称 北海道教育庁渡島教育局企画総務課  
イ 所在地 郵便番号041-8557 北海道函館市美原4丁目6番16号

電話番号 0138-47-9000 内線 3117

- (4) 契約の手續において、使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured :  
Personal Computer 42 1set
- B . Bid tendering date and time :  
10:00 A. M., November 28, 2003  
(If mailed, bids must arrive no later than November 27)
- C . Contact  
Accounting Division, General Affairs Department, Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 6-16, Mihara 4, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan  
Phone : 0138-47-9000 Extension 3117

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成15年10月24日  
北海道教育庁上川教育局長 金丸浩一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量  
ア パーソナルコンピュータ 101台  
イ O Aボード 2台  
ウ ビデオプロジェクター 25台  
エ スクリーン 53台  
オ その他の周辺機器（プリンターほか） 一式
- (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成15年1月8日（木）

(4) 納 入 場 所 北海道旭川東栄高等学校、北海道旭川農業高等学校、北海道富良野高等学校、北海道旭川養護学校及び北海道美深高等養護学校

2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年10月24日から11月7日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号  
北海道教育庁上川教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道教育庁上川教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道上川合同庁舎 3 階302号会議室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8612 北海道教育庁上川教育局企画総務課）

- (2) 入 札 日 時 平成15年12月5日（金）午前10時（送付による場合は、平成15年12月4日（木）までに必着のこと。）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札

保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否  
要

10 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号  
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118

- (4) 契約の手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (6) この入札の執行は、公開する。

- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

<p>A . Nature and quantity of the products to be procured :</p> <p>a . Personal computer 101 unit</p> <p>b . OA board 2 unit</p> <p>c . Video projector 25 unit</p> <p>d . Screen 53 unit</p> <p>e . Other peripheral devices (printer and others) 1 set</p> <p>B . Bidding date and time :</p> <p>10:00 A. M., December, 5, 2003</p> <p>(If mailed, bids must arrive no later than December, 4)</p> <p>C . Contact</p> <p>Accounting Division, General Affairs Department, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido office of Education, Nagayama 6, 19, Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan</p> <p>Phone : 0166-46-5111 Extension 3118</p>	<p>胆振海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程</p> <p>胆振海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成7年胆振海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4項に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。</p> <p>第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この規程は、公布の日から施行する。</p>
--	--

<p><b>道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示</b></p>	<p><b>胆 振 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示</b></p>
-----------------------------------	---

**北海道選挙管理委員会告示第161号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、第43回衆議院小選挙区選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり決定した。

平成15年10月24日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

1 登録基準日 平成15年10月27日 ただし、年齢については、平成15年11月9日現在

2 登録日 平成15年10月27日

3 縦覧期間 平成15年10月28日及び平成15年10月29日

**胆 振 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 告 示**

**胆振海区漁業調整委員会告示第3号**

胆振海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成15年10月24日

胆振海区漁業調整委員会会長 北 山 秋 男

**胆振海区漁業調整委員会指示第2号**

胆振支庁管内室蘭市、登別市、白老町、苫小牧市、厚真町及び鶴川町地先海域における船舶を使用して行う釣り漁法によるさくらますの採捕（以下「さくらます船釣り」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成15年10月24日

胆振海区漁業調整委員会会長 北 山 秋 男

1 さくらます船釣りのライセンス

平成15年12月15日から平成16年3月15日までの制限期間に、別に示す制限海域においては、さくらます船釣りを行ってはならない。ただし、さくらます船釣りの制限期間で別に示すその制限海域において、本委員会のライセンスを取得した者（以下「ライセンス取得者」という。）が使用する船舶（以下「ライセンス取得船」という。）に乗船し遊漁を行う者（以下「遊漁者」という。）が行う場合は、この限りではない。

2 ライセンスの取得

(1) ライセンスの区分

さくらます船釣りのライセンスを取得しようとする次の者は、船舶の区分に応じて本委員会あてに申請しなければならない。

ア さくらます船釣りを行わせるために、業として遊漁者を乗船させて漁場に案内する

行為を営む者（以下「遊漁船業者」という。）

イ 自己が使用権限を持つ船舶又は使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶により、さくらます船釣りをする者（以下「プレジャーボート使用者」という。）

(2) 船舶ごとの取得義務

遊漁船業者又はプレジャーボート使用者は、さくらます船釣りに使用する船舶ごとに本委員会のライセンスを取得しなければならない。ただし、同一の船舶であっても、当該船舶を使用する遊漁船業者又はプレジャーボート使用者が異なる場合には、使用する者ごとにライセンスを取得しなければならない。

(3) 申請手続及び取得基準等

ライセンスの申請手続及び取得基準その他必要な事項は別に定める。

3 ライセンス取得者の遵守事項

ライセンス取得者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス証の常備

ライセンス取得者がライセンス取得船により、さくらます船釣りをを行う場合は、ライセンス取得船であることを示した証書（以下「ライセンス証」という。）を船内に備えて置かなければならない。

(2) 章旗の掲揚

ライセンス取得船をさくらます船釣りに使用する場合は、別に定める章旗を掲揚しなければならない。

(3) 遊漁者への情報提供

ライセンス取得者は遊漁者に対し、4に定める乗船証を配布し、携帯させるものとする。

なお、その際船内での遵守事項を十分周知させなければならない。

(4) 釣獲時間

ライセンス取得船が、別に示す制限海域において、さくらます船釣りをを行うことができる時間は、日の出から正午までとする。

(5) 漁具被害等の未然防止

航行時及び遊漁時には、漁業への支障や敷設中の漁具等に被害を与えないように十分注意しなければならない。

(6) 釣果報告の提出

ライセンス取得者は、遊漁者から釣獲終了ごとに釣果報告を受けることとし、ライセンス期間終了後、速やかに釣果報告を本委員会に提出しなければならない。

なお、釣果がない場合も、その旨報告しなければならない。

(7) 本委員会の調査

ライセンス取得者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

(8) その他

漁港及び港湾の利用に当たっては、それぞれの管理者の指示に従わなければならない。

4 遊漁者の遵守事項

遊漁者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) ライセンス取得船への乗船

制限海域では、ライセンス取得船に乗船した場合でなければ、さくらます船釣りをしてはならない。

(2) 乗船証の携帯

ライセンス取得船へ乗船する際には、別に定める乗船証を必ず携帯しなければならない。

(3) 漁具及び漁法の制限

竿釣りに限定する。

なお、同時に使用する竿数は、1人1本とする。

(4) 釣果の制限

釣獲し、保持することができるさくらますは、1日1人10尾以内とする。

(5) 釣果の報告

遊漁者は、釣獲終了後ライセンス取得者へ釣果報告を行わなければならない。

(6) 漁具被害の未然防止

遊漁時には、敷設中の漁具等に被害を与えないようにしなければならない。

(7) 放流の制限

釣獲したさくらますの放流は、禁止する。

(8) 廃棄の禁止

釣獲したさくらますは、持ち帰ることとし、廃棄してはならない。

(9) 販売等の制限

販売又は他の物との交換を目的として、さくらます船釣りを行ってはならない。

(10) 本委員会の調査

遊漁者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たってはこれに応じなければならない。

5 指示に従わない者に対する措置

本指示に従わない場合は、ライセンス証の取消し又は次回のライセンス証を取得させない等の措置を採ることがある。

6 その他

その他事務取扱いに必要な事項は、別に定める。

（別紙「制限海域」は、省略し、胆振海区漁業調整委員会、北海道水産林務部漁業指導課及び北海道胆振支庁経済部水産課に備え置いて縦覧に供する。）